

宮城県老人福祉施設協議会会員会費規程

(目的)

第1条 この規程は、宮城県老人福祉施設協議会（以下「本会」という。）規約第6条に基づき、会員が本会に納付する会費の額及び納付方法について定めることを目的とする。

(会員)

第2条 本会の会員は、宮城県老人福祉施設協議会規約第5条のとおりとする。

(入会の手続き)

第3条 会員として入会を希望するものは、入会申込書（様式1）に記入、押印の上、本会へ提出する。

2 前項による入会日は、本会が入会申込書を受理した日とし、その日から会員資格を取得する。

(退会の手続き)

第4条 会員は退会する場合、退会届（様式2）を本会へ提出する。

2 前項による退会日は、本会が退会届を受理した日とし、会員はその翌日に会員資格を喪失する。ただし、会員が退会を希望する日が本会が退会届を受理したより後の場合は、当該希望日を退会日とする。

(会費)

第5条 本会の会費は次のとおりとする。

区 分	基本額（年会費）	
特 養	入所定員 30人以下	55,000円 + 400円 × 入所定員
	入所定員 31人 ~ 50人	60,000円 + 400円 × 入所定員
	入所定員 51人 ~ 80人	65,000円 + 400円 × 入所定員
	入所定員 81人 ~ 100人	70,000円 + 400円 × 入所定員
	入所定員 101人以上	75,000円 + 400円 × 入所定員
養 護	40,000円 + 200円 × 入所定員	
軽費・ケアハウス	40,000円 + 200円 × 入所定員	
デイサービス	一律 10,000円	
短期入所施設	500円 × 利用定員	
グループホーム	5,000円 × ユニット数	
老健施設	一律 10,000円	

2 年度途中で入会した場合は、年会費を納付するものとする。

3 年度途中で退会した場合は、年会費を納付するものとする。ただし、すでに納入済みの場合は、これを返還しない。

(納期)

第6条 会費の納期は、原則として毎年7月末とする。

(会費算定の基準日)

第7条 会費の算定基準日は、毎年4月1日とする。

附 則

この規程は、平成14年4月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月26日から施行する。